

《手当の一部支給停止措置について》

(受給者が父又は母の場合)

・児童扶養手当は次の①～③のいずれかにあてはまる場合、2分の1が支給停止となります。

- ①手当の支給開始月の初日から起算して5年を経過
- ②手当の支給要件に該当することになった日の属する月の初日から起算して7年を経過
- ③認定請求日に3歳未満の児童を監護している場合、3歳に達した月の翌月の初日から起算して5年を経過。

※ただし、必要書類(適用除外事由届出書)の提出により、次の①～⑤のいずれかの状況にあることを確認できる場合は2分の1が支給停止となりません。必要書類は、お住まいの市町村から、おおむね6月頃に、現況届の用紙とともにお知らせが届きます。現況届と一緒に市町村に持参してください。

- ①働いている
- ②求職活動をしている
- ③身体又は精神の障害がある
- ④負傷又は疾病などにより働くことが困難である
- ⑤受給資格者が監護する児童又は親族などの介護で働くことが困難である

児童扶養手当のしおり



児童扶養手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童の父又は母、または、父又は母に代わってその児童を養育している方に対し、児童のすこやかな成長を願って支給される手当です。

1 児童扶養手当を受けられる方

次のいずれかにあてはまる「児童」を監護(保護者として生活の面倒をみること)している父又は母、または父又は母に代わってその児童を養育している方(養育者)が手当を受け取ることができます。

「児童」とは18歳に達する日以降、最初の3月31日(18歳の年度末)までにある子どもをいいます。ただし、心身に概ね中度以上の障害(特別児童扶養手当の2級と同じ程度以上の障害)がある場合は、20歳未満までとなります。

また、受給者、児童ともに国籍は問いません。

《支給の対象となる児童》

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母(あるいは両方)が一定の障害の状態にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童



公的年金等と児童扶養手当の併給

- ・受給資格者又は児童が、公的年金等(遺族年金、老齢年金など)を受給している場合、その月額相当額と児童扶養手当月額を比較し、差額分が手当額となります。
- ・受給資格者が障害基礎年金等を受給している場合、年金額ではなく子の加算額と児童扶養手当の額との差額分を受給できます。

※公的年金等を受給することとなった場合、**児童扶養手当を受給できなくなったり、返還していただくことがあります。**新たに公的年金等を受給することとなった場合などはお住まいの市町村窓口必ず届け出てください。



問い合わせ先

●町村にお住まいの方は下記窓口又はお住まいの町村役場の担当窓口へお問い合わせください。

名称	住所	電話番号	管轄町村
北福祉事務所	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	☎0186-52-3951	小坂町・上小阿仁村
山本福祉事務所	〒016-0815 能代市御指南町1-10	☎0185-55-8020	藤里町・三種町・八峰町
中央福祉事務所	〒018-1402 湯上市昭和乱橋字古開172-1	☎018-855-5175	五城目町・八郎湯町・井川町・大湯村
南福祉事務所	〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	☎0182-32-3294	美郷町・羽後町・東成瀬村

●市にお住まいの方は、お住まいの市役所の担当窓口へお問い合わせください。

次のような場合、手当を受けられません。

- 児童が、①日本国内に住所がないとき
②児童福祉施設等に入所しているとき又は里親に委託されているとき
③父又は母の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)に養育されているとき(父又は母が重度の障害の状態にある場合を除く)

父、母又は養育者が、日本国内に住所がないとき

※公的年金を受給することとなった場合、資格喪失には該当しませんが、**手当を返還していただく場合があります。**新たに公的年金給付等を受給することとなった場合はお住まいの市町村にお知らせ下さい。

令和8年4月発行

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課

秋田市山王4-1-1 TEL.018-860-1344

2 児童扶養手当を受ける手続き

お住まいの市町村へ認定請求書の提出が必要です。

認定請求書には、戸籍謄本などを添付するほか、支給要件によって添付する書類が異なりますので、お住まいの市町村におたずねください。

※町村にお住まいの方が提出した認定請求書は、県福祉事務所に送付され、知事の認定を受けることになります。(市にお住まいの方は、市長の認定を受けることになります。)

※平成28年1月1日から、認定請求書にマイナンバーの記載と、これに伴った本人確認が必要となり、マイナンバーによる情報連携が可能となりました。情報連携した場合、提出していただく書類を一部省略することができます。

3 手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年6回、奇数月に支払月の前月までの分が支払われます。

区分	支払日	支払方法
5月期(3~4月分)	各支払期月の11日 (土・日・祝日に当たる場合は 直前の金融機関の営業日)	金融機関への口座振込
7月期(5~6月分)		
9月期(7~8月分)		
11月期(9~10月分)		
1月期(11~12月分)		
3月期(1~2月分)		

4 手当月額(令和8年4月~)

児童数	支給区分	全部支給	一部支給
1人		48,050円	48,040~11,340円
2人以上		11,350円加算	11,340~5,680円加算

※この額は法改正により変更する場合があります。

5 所得の制限

受給資格者、その配偶者又は生計同一の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟等)の養育費の8割相当額を加算した前年の所得(1月から9月までの間に請求する方は前々年)がそれぞれ下表の額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までの手当の一部又は全部が支給されません。

扶養親族数	所得	本人		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者
		全部支給	一部支給	
0人		690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人		1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人		1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人		1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人		2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人		2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円

※この額は法改正により変更する場合があります。

6 手当を受けている人の届出

届出を必要とするとき	届出の種類等
毎年8月1日~8月31日 (全ての受給者) ※所得制限により手当の支給が 停止されている方も必ず届出 が必要です。	● 現況届 ● 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書 (受給開始から5年又は受給資格要件に該当してから7年を経過 した方のみ※裏面参照) ※現況届を提出しないと11月分以降の手当は支給されません。 また、2年間提出しないと受給資格を失います。
対象児童が増えたとき	● 手当額改定請求書 (請求した翌月から手当額が増額となります。)
対象児童が減ったとき	● 手当額改定届 (対象児童が減った日の翌月から手当額が減額となります。 なお、過払いがある場合は返納していただきます。)
所得の高い扶養義務者との 同居又は別居により 支給区分が変更となるとき	● 支給停止関係(発生・消滅・変更)届 (事由発生の翌月から額が変更となります。)
受給資格を失ったとき (下表①~⑤に該当)	● 資格喪失届 (資格を喪失した日の属する月分の手当までが支給されます。 なお、過払いがある場合は返納していただきます。)
受給者が死亡したとき	● 受給者死亡届 (戸籍法の届出義務者が14日以内に届け出てください。)
公的年金を受給したとき	● 公的年金給付等受給状況届 ● 公的年金給付等受給証明書 (年金の受給金額により、手当額が減額、または停止される場合が あります。なお、過払いがある場合は返納していただきます。)
その他	手当証書をなくした……………● 証書亡失届 手当証書を汚破損した……………● 証書再交付申請書 住所・氏名・金融機関を変更した……………● 各種変更届

《手当を受ける資格がなくなる主な事由》

- ①婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)したとき
- ②あなたや対象児童が死亡したとき
- ③対象児童が児童福祉施設に入所したり、転出などによりあなたが監護しなくなったとき
- ④対象児童の父又は母による遺棄・拘禁の状態でなくなったとき
- ⑤その他支給要件に該当しなくなったとき

*偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

*事実上婚姻関係と同様の事情にあることが疑われるときは、必要に応じて担当職員等が調査に伺うことがあります。